

京都市駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第110号）（都市計画局都市企画部都市総務課及び建設局管理部建設総務課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第110号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の2」を「第21条」に改める。

第12条第1項中「法」を「法第2条第2号」に、「有料路外駐車場（以下路外駐車場という。）」を「路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条の2 路外駐車場の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 路外駐車場の供用に係る業務
- (2) 路外駐車場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

第13条の2中「市長」を「指定管理者」に改め、「ついて」の右に「市長が」を加える。

第14条第2項中「第21条の2の規定に基づき京都市鴨東駐車場の管理の委託を受けた団体（以下「京都市鴨東駐車場の管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第14条の2、第14条の3及び第15条の2第2項中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

第18条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に、「場合」を「と認めるとき」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第2号及び第3号中「とき」を「とき。」に改め、同条第4号中「のほか」を「に掲げるもののほか、」に改め、「と認められる」を削り、「とき」を「とき。」に改める。

第21条の2を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に路外駐車場の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局管理部建設総務課)